

組み体操で後遺症 “事故との有意な関連性は認められず”棄却

2023 年 2 月 22 日

岐阜市の小学校で運動会の組み体操の「ピラミッド」の練習中にほかの児童の下敷きになり後遺症が残ったとして、本人と両親が岐阜市に損害賠償を求めている裁判で、岐阜地方裁判所は「事故と後遺症の間に有意な関連性があるとは認められない」として原告の訴えを退けました。

訴えによりますと岐阜市の20歳の女性は小学6年生だった9年前、市内の鶉小学校で運動会の組み体操の練習中に4段のピラミッドが崩れてほかの児童の下敷きになり、その後、頭痛や倦怠感などに悩まされる「脳脊髄液減少症」と診断されました。

女性と両親は、「危険を回避する十分な対策を取らなかった」として、岐阜市に5000万円余りの賠償を求める訴えを岐阜地方裁判所に起こしていました。

22日の判決で岐阜地方裁判所の鳥居俊一裁判長は「3人の教諭は近くで補助につくことなくグラウンドを巡回して指導していたにすぎなかった」などとして、市の安全配慮義務違反を認めました。

その一方で、「2年以上が経過してから頭痛の症状が現れており、事故との間に有意な関連性があるとは認められない」などとして訴えを退けました。

判決のあと女性の弁護士は「過失を認めた点は評価できますが原告は不満だと思います。今後については相談して決めたい」と話していました。

また岐阜市の柴橋市長は「今後も子どもたちのための安全安心な教育環境づくりに努めてまいります」とコメントしています。

岐阜市教育委員会によりますと運動会での「ピラミッド」は、確実な安全対策を講じた上で行うことを認めていますが、新型コロナの影響で令和2年度と3年度は行っておらず、今年度も体を密着しての十分な練習時間が取れないことなどから実施しないよう各学校に指示したということです。